

# 物 品 改 修 契 約 書 ( 案 )

調達件名の表示

車両消毒装置の改修 一式  
(別紙内訳のとおり)

発注者 国立大学法人帯広畜産大学 (以下「甲」という。) と受注者 (以下「乙」という。) との間において、上記の改修契約 (以下「契約」という。) について、下記の金額で契約を結ぶものとする。

第1条 契約代金額は、金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円) とする。

2 前項の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、売買代金に110分の10を乗じて得た額である。

第2条 この契約において、乙が履行すべき内容は、仕様書及び乙が入札に際し提出した入札機器の技術仕様書その他の書類で明記されたものとする。

第3条 設置場所は畜産フィールド科学センターとする。

第4条 完納期限は、令和4年3月31日とする。

第5条 改修報告書は帯広畜産大学経理課に送付するものとする。

第6条 代金は、完納検査後1回に支払うものとし、乙は、請求書を帯広畜産大学経理課に送付するものとする。

第7条 契約保証金は免除する。

第8条 代金の支払時期は、適正な請求書を受理した日から40日以内とする。

第9条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程第2条に定める製造請負契約基準によるものとする。

第10条 この契約について、甲・乙間に紛争が生じた場合、双方協議の上、これを解決するものとする。

第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議して定めるものとする。

第12条 本契約に関する紛争については、釧路地方裁判所帯広支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 北海道帯広市稲田町西2線11番地  
国立大学法人帯広畜産大学  
契約担当役 事務局長 藤波豊彦

乙